

服薬依頼書について

名寄市保育施設では、安全面を考慮して原則として薬の服薬は行っていません。やむをえず園で薬の服薬が必要な場合は、下記の点にご注意いただき必要書類の提出をお願いいたします。

❖「保育指針の改定」に伴い服薬依頼書の内容が詳しくなりました。医療機関名・担当医師名の記入、薬剤情報提供書の添付をお願いいたします。

【提出物】

- ・「服薬依頼書」
- ・病院及び薬局より発行された「薬剤情報提供書」または「お薬の説明書」等、薬の内容について詳しく書かれた書類をコピーしたもの。

◎医師が処方した薬のみお預かりします。

◎市販の薬はお預かりできません。

◎薬は1回分ずつ持参してください。※1

◎お預かりする薬は、今回の症状で処方されたものに限りませう。※2

※1 シロップなどの場合も小分け容器(お弁当用のしょうゆ入れ等)に入れてお持ちください。

容器にも、服用する日時・氏名を記入してください。こぼれないよう、ふたをしっかりと閉め、ビニール袋等に入れてください。

(目薬や塗り薬など、分包出来ない場合はそのままお預かりします。)

※2 「以前、似た症状で処方された薬が残っているので服用させたい」「きょうだいが似た症状で処方された薬を服用させたい」等の場合はお受けできません。

ただし、塗り薬や外用薬で長期間使用する場合は除きます。

また、服薬期間を過ぎた後に飲み忘れ等の理由でお薬を持参された場合もお受けできませんのでご了承ください。

服薬に際しましては、職員一同、細心の注意を払って対応をしていきますが、保護者の皆様にもご協力をお願いいたします。

- ・服薬依頼書が必要な方は、担任または職員に声をかけてください。
- ・その他、ご不明な点がございましたら職員までおたずねください。